

泉区保険年金課における事務の未処理について

泉区保険年金課において、A職員（30代・男性）が平成28年5月から平成29年3月に受付をした、国民健康保険第三者行為求償（※1）並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の高額療養費支給（※2）に関する19件の手続について、請求及び支給に未処理が生じていることが判明しました。

現在、対象となる市民の方々にお詫びと説明を行うとともに、請求及び支給の手続を進めています。

※1…交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、その医療費は、加害者が、その過失の割合に応じて負担します。保険診療した場合、加害者が負担すべき医療費は国民健康保険が一時立て替えて支払い、被害者に代わって加害者（保険会社等）に請求します。

※2…被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度です。

1 内容

	件数	合計金額
国民健康保険第三者行為求償の請求	13件	約6,700,000円 ※推計試算額
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の高額療養費の支給	6件	118,697円
計	19件	約6,818,697円

※ 医療費の請求額は、加害者側との交渉によって変動するため推計試算額となります。

2 経過

平成30年 12月21日（金）	第三者行為求償に係る加害者加入の保険会社Bから、平成28年7月に泉区に届け出た賠償案件の進捗について健康福祉局へ確認がありました。 健康福祉局が該当案件の進捗を調査した結果、書類不備のため、泉区保険年金課へ平成28年8月5日（金）に返戻していることが判明し、泉区保険年金課に返戻後の状況について健康福祉局から問い合わせがありました。
12月21日（金）～ 12月26日（水）	健康福祉局からの問い合わせに基づき泉区保険年金課が確認したところ、保管されるべき場所に該当書類がないことが判明しました。 泉区保険年金課を捜索したところ、書庫から該当書類を発見しました。さらに、平成28年度に受付した、国民健康保険第三者行為求償並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の高額療養費支給の書類も発見され、これらの案件（計19件）は当時担当していたA職員が処理を行っていなかったことが判明しました。
12月26日（水）～ 平成31年 1月9日（水）	医療費の支給を行う各世帯にお詫びと説明を行いました。

3 今後の対応

国民健康保険第三者行為求償の請求については、速やかに請求手続を進めていきます。また、高額療養費の支給を行う各世帯へ速やかに支給できるよう手続を行っています。

4 原因

平成 28 年度当時、A 職員 1 名が当該事務の担当者として書類の保管や送達管理を行っており、これに対する組織的なチェック体制が不十分であったことが原因です。このため、A 職員が未処理の受付書類を、所定の場所ではない書庫に置いていたことを上司や同僚も気づくことができませんでした。

また、平成 29 年 4 月に全市的に行った経費の徴収や金銭給付事務の点検時にも、本件書類を見つけることができませんでした。

5 再発防止策

- (1) 平成 29 年 4 月の点検を契機に、受付書類について、事務の進捗が把握できるように、書類を処理段階別に保管するよう改善し、所定の場所に保管するよう徹底しています。
- (2) 第三者行為求償に関する書類は、区で受け付けた後、健康福祉局へ送付するものですが、受付管理簿に局からの返戻記録等を記載し、進捗状況を容易に把握できるよう改善します。
- (3) 全職員に、適正な事務処理を徹底するよう注意喚起します。

お問合せ先
泉区保険年金課長 中村 聡 Tel 045-800-2420